

共聴／ケーブル地域におけるワンセグのあり方に関する検討会設置要綱

1 名 称

本会は、「共聴／ケーブル地域におけるワンセグのあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

2 目 的

平成18年12月1日に地上デジタル推進全国会議が公表したデジタル中継局リストにおいて、「共聴／ケーブル」又は「共聴／ケーブル(検討中)」となっている地域において移動体向けに非常災害情報等を伝達する手段の実現に向け、低廉かつ効率的な中継局整備に関する方策を明らかにすることを目的とする。

3 検討項目

- (1) デジタルテレビ中継局の整備に関する現状と課題
デジタルテレビ中継局の整備に関する現状と課題について整理を行う。
- (2) 地方自治体及び利用者のニーズの把握
「共聴／ケーブル」地域を抱える地方自治体及び一般ユーザ（携帯・車の利用者）に対してアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握する。
- (3) 携帯端末向けサービスの提供方式に関する調査・検討
 - ① 「共聴／ケーブル」地域において、移動受信や携帯端末向けサービス（以下「ワンセグ」という。）を実施することとした場合にどのような方策が適しているか比較検討を実施する。
 - ② 実証試験を行い、必要な基礎データの取得を行う。
- (4) 導入に当たっての制度的な課題の検討
「共聴／ケーブル」地域において、ワンセグを実施する場合の法制度的な課題について整理を行う。

4 構 成

- (1) 検討会の構成員は、別紙（※）のとおりとする。
- (2) 検討会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

5 運 営

- (1) 検討会には、座長1名を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 検討会には、副座長2名を置き、座長が指名する。
- (3) 検討会は座長が招集し主宰し、座長の不在の時は、副座長が代行する。
- (4) 検討会の運営に関し、必要な事項は、検討会において定める。

6 設置期間

検討会は、設置の日から検討会で定める日（平成20年3月の日を予定する。）までの間設置する。

7 事務局

検討会の事務局は、総務省北陸総合通信局情報通信部放送課及び外部請負者が行う。

※構成員は巻頭に掲載しておりますので省略いたします。